

令和4年陸別町議会9月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時	開会	令和4年9月6日 午前10時00分			議長	本田 学
及び宣告	散会	令和4年9月6日 午後2時44分			議長	本田 学
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 6人	1	中村佳代子	▲			
欠席 1人	2	三輪隼平	○			
凡例	3	久保広幸	○			
○ 出席を示す	4	谷 郁 司	○			
▲ 欠席を示す	6	多胡裕司	○			
× 不応招を示す	7	渡辺三義	○			
	8	本田 学	○			
会議録署名議員	久保広幸		谷 郁 司			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆	教育長	有田勝彦		
	監査委員	飯尾清	農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	早坂政志	会計管理者	丹野景広		
	総務課長	今村保広	町民課長	棟方勝則		
	産業振興課長	丹崎秀幸	建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	空井猛壽	国保関寛齋診療所事務長	（空井猛壽）		
	総務課参事	瀧澤 徹	総務課主幹	請川義浩		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	副島俊樹				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第49号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
4	議案第50号	教育委員会委員の任命について
5	議案第51号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
6	議案第52号	陸別町特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例
7		一般質問

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（本田 学君） ただいまから、令和4年陸別町議会9月定例会を開会します。

中村議員より欠席する旨の届出がありました。

瀧口農業委員会事務局長より途中退席する旨の報告がありました。

◎表彰状の伝達

○議長（本田 学君） 会議に先立ち、北海道町村議会議長会からの表彰状の伝達を行います。

事務局長より、表彰を受けられました議員を紹介します。

○事務局長（庄野勝政君） この度の表彰は、6月14日に札幌市で開催されました北海道町村議会議長会定期総会の席上におきまして、同会の表彰規定に基づき、令和4年度自治功労者表彰を受けられたものであります。

それでは、表彰を受けられました議員を御紹介いたします。

町村議会議員として15年以上在職し、功労のありました多胡議員が受賞されております。

受賞されました多胡議員には、本田議長から伝達していただきますので、演壇の前にお進み願います。

それでは、本田議長から伝達をお願いいたします。

（表彰状の伝達）

○事務局長（庄野勝政君） 本田議長及び多胡議員は、自席にお戻り願います。

○議長（本田 学君） 以上で表彰状の伝達を終わります。

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告綴のとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（本田 学君） 町長から行政報告の申出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 行政報告の前に、先ほど北海道町村議長会会長表彰を受けられました多胡議員には、町を代表いたしましてお祝いを申し上げますとともに、これからも健康でますますの御活躍を御祈念申し上げますと思います。

それでは、議会第2回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしている書面のとおりの内容であります。書面から2件、口頭で2件、御報告申し上げます。

まず書面から、2件の報告であります。

8月2日であります。特別養護老人ホームしらかば苑の改築工事が着工の運びとなり、午前11時から建設地におきまして、社会福祉法人北勝光生会の石橋理事長をはじめ、各種工事施工事業者など関係者21名が出席され、工事の安全祈願祭が執り行われました。

また、9月1日にはバイオガスプラントが竣工の運びとなり、午前10時から敷地内におきまして、株式会社陸別町農業環境支援公社の坂倉社長、株式会社アトラスの佐藤社長をはじめ、各種工事施工事業者など関係者41名が出席され、神事及び竣工式が執り行われました。

次に、口頭で2件報告いたします。

1件目は、新型コロナウイルスの感染状況であります。

北海道公表の本年8月27日までの陸別町の感染者数は、令和3年度が19名、令和4年度が262名の、合計281名となっております。

町内での感染拡大が進む中、障害者支援施設とまむ園において、8月9日に利用者の感染確認以来、感染が拡大し、施設内感染が確認されるとともに、8月15日にとまむ園現地対策本部が設置されたところであります。

8月31日現在で、利用者、職員を合わせて36人の方の感染が確認されております。

8月31日現在のワクチンの接種状況につきましては、1回目の接種を終えた方は1、

9 2 9 人、2 回目が 1, 9 2 6 人、3 回目が 1, 5 9 3 人、4 回目が 5 1 2 人となっております。

2 件目は、農作物の生育状況であります。

令和 4 年 9 月 1 日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所及び北海道糖業株式会社本別製糖所調べによる農作物生育状況について報告いたします。

今年の気象経過につきましては、6 月中旬以降、平年よりも気温がやや高い傾向にあり、7 月にかけて最高気温が 3 0 度を超える日が数日ありましたが、8 月以降は平年並みの気温となっております。

降水量は、平年を大きく上回り、1 日の降水量が 8 9 ミリに達する、まとまった雨もありました。そのため、日照時間は平年と比べて少なくなっております。

牧草につきましては、2 番牧草の生育は平年並みです。収穫始めは平年 8 月 2 2 日のところ、本年 8 月 1 7 日となっており、平年より早い状況でした。しかし、降雨等により作業が停滞していることから、進捗状況は 1 0 % 程度と見込まれます。

飼料用トウモロコシにつきましては、稈長、草丈でございますが、平年よりも高くなっておりますが、気象状況等を考慮しますと、成育はやや徒長気味と思われれます。乳熟期は 8 月 2 9 日で平年並みでした。

てん菜につきましては、生育が平年並みから下回る傾向となっており、降雨による湿害が一部で発生しております。また、天候不順により防除作業の遅れた一部圃場では、褐斑病が散見される状況となっております。

以上が、生育状況であります。

なお、事業、業務、工事等発注一覧表を別途お手元にお配りしておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（本田 学君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 教育関係行政報告の前に、本日北海道町村議長会会長表彰を受けられました多胡議員には、教育委員会を代表いたしましてお祝いを申し上げます。長年、陸別町の発展に御尽力いただきましたことに、心から敬意を表するとともに感謝を申し上げます。これからも、どうぞ御壮健でますますの御活躍を御祈念申し上げます。

それでは、6 月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

教育関係の事業等につきましては、書面のとおりであります。口頭で 1 件、御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症関係のうち、学校、各種行事等の対応についてであります。

陸別中学校は8月18日、陸別小学校は8月19日から2学期が始まっています。

現在のところ、1学期のような感染の広がりはありませんが、欠席者に対しては、可能な限りオンライン授業を実施するなど、学びを止めない活動を続けてまいります。

今後も感染対策を徹底するなど、児童生徒には放課後の速やかな下校と、教職員の定時退勤に努めてまいります。

各種行事関係では、書面に記載があります、8月28日の第55回町民スポーツレク大会は、6月27日開催の自治会代表者会議において中止を決定し、10月2日の第49回北陵岳町民登山会、11月上旬に開催予定でありました第59回陸別町文化祭は、関係団体と協議を重ねた結果、中止を決定いたしました。

今後も感染症対策を徹底し、円滑な教育活動が行われるよう進めてまいります。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番久保議員、4番谷議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（本田 学君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、9月2日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○6番（多胡裕司君）〔登壇〕 令和4年陸別町議会9月定例会の運営について、9月2日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議をいたしましたので、その結果について御報告をいたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、人事案件2件、条例の一部改正2件、補正予算3会計、決算認定7会計の合わせて14件であります。

次に議会関係では、一般質問3名、意見書案の提出1件、議員の派遣及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定をしております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から9月15日までの10日間とし、9月9日から12日までの4日間は休会にすることと決定をいたしました。

なお、急を要する案件が生じた場合につきましては、休会中に会議が開催されることもあり得ますので、御理解をお願いをいたします。

また、9月8日につきましては、予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことに決定をいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては一括して行うことにいたしました。

議案第53号から第55号までの令和4年度各会計補正予算3件及び議案第56号から議案第62号までの令和3年度各会計決算認定7件を、従前の例と同様に、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることとし、質疑、討論、採決は、各議案及び各会計ごとに行うことにいたしました。

なお、令和3年度各会計決算認定につきましては、会期前半の7日までに提案理由の説明、監査委員への質疑までを行った後、休会を設け、質疑、討論、採決は9月13日以降に行うことにしております。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御理解、御協力のほどよろしくお願いを申し上げ、御報告といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月15日までの10日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月15日までの10日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおりに行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

次に、お諮りします。

週休日及び諸般の事情のため、9月9日から9月12日までの4日間は、特別の事情が生じない限り、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、9月9日から9月12日までの間は休会とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第49号固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(本田 学君) 日程第3 議案第49号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第49号固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、現委員のうち1名が令和4年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意をいただき選任しようとするものであります。

現委員の依田美實氏を引き続き選任したいと考えております。

住所は、陸別町字ウリキオナイ6番地69。生年月日は、昭和29年5月16日生まれの満68歳であります。

依田氏は、昭和48年3月、道立帯広農業高等学校を卒業後、家業である酪農業を営まれ、現在は辞められましたが、その経営手腕は地域の模範でありました。

依田氏には、平成19年10月1日から固定資産評価審査委員会委員として御尽力いただいております。現在5期目で、人物、識見ともに申し分のない方です。ぜひ、御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(本田 学君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) 固定資産税の審査委員の選任についてなのですが、今の町長の提案の説明にありましたように5期、あるいは年齢的に68歳、まだまだ元気ではあるかと思うのですが、この固定資産の委員会は年にどのくらい開かれて、そして、この人が出席というのですか、体調に何も心配ないでこれからも続けていってもらえるのかどうか、その辺について確認の質問をしたいと思っております。よろしくお願います。

○議長(本田 学君) 早坂副町長。

○副町長(早坂政志君) この固定資産評価審査委員会ではありますが、依田氏の任期の期間では開催したケースはございません。申入れがなかったということでもあります。

以上であります。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 体調に関することですが、本人とても元気でありまして、十分

任に足りるものと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから議案第49号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第49号は同意することに決定しました。

◎日程第4 議案第50号教育委員会委員の任命について

○議長（本田 学君） 日程第4 議案第50号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第50号教育委員会委員の任命についてですが、現委員のうち1名が令和4年11月1日をもって任期満了となりますので、議会の同意をいただき、任命しようとするものであります。

現委員の小木育子さんを引き続き任命したいと考えております。

住所は、陸別町字陸別本通3丁目3番地2。生年月日は、昭和31年2月17日生まれの満66歳であります。

小木さんは、道立足寄高等学校卒業後、帯広信用金庫陸別支店に勤められましたが、昭和55年に御結婚され、その後町内大通で写真店を営まれておられました。平成4年には、御主人の仕事の関係で札幌市内に転居されておられましたが、平成24年に陸別町に戻られております。小木さんは、障害を持つお子様の母親として福祉活動や教育に熱心な方であります。平成30年11月2日から教育委員会委員として御尽力いただき、現在1期目で、人物、識見ともに申し分のない方であります。ぜひ、御賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（本田 学君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから議案

第50号教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第50号は同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第51号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(本田 学君) 日程第5 議案第51号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第51号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院規則の一部を改正する人事院規則の施行等に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 今村総務課長。

○総務課長(今村保広君) それでは、議案第51号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書3ページを御覧ください。

本改正ですが、職員の育児休業等に関し、人事院規則の一部を改正する人事院規則が令和4年10月1日から施行されるため、関連する条例を改正するものでございます。

本改正は、非常勤職員の育児休業取得における諸環境を整備することにより、取得しやすくすることが目的でございます。

まず最初に、改正の概要について御説明いたします。

資料を御覧いただきたいと思っております。資料番号1の1から1の5まで、御覧いただきたいと思っております。

大きく二つございます。

まず、育児休業の取得回数制限の緩和等でございます。現行は、原則1回まででございますが、原則2回までとなります。出生後8週間以内に、現行1回まででございますが、同じく出生後8週間以内に2回まで取得可能ということでございます。

続きまして、この出生後8週間以内の育児休業についての請求期限、こちらが現在1か月前までとなっておりますが、それを2週間前までの請求にするというものでございます。

大きく二つ目でございますが、出生後8週間以内の育児休業の取得要件でございますが、こちらを緩和するものでございます。

議案説明資料の新旧対照表の資料ナンバー1の1から1の5を御覧ください。下線を引いている部分が改正部分となります。

第2条の改正は、先ほど言いました、育児休業の取得回数制限の緩和等に関するものでございます。

第3条の改正は、育児休業の取得要件の緩和に関するものでございます。

以上は、人事院規則の改正規則に合わせての改正となります。

議案集3ページにお戻りください。

条例の一部改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文の朗読は省略し、附則を読み上げさせていただきます。

附則。

この条例は、令和4年10月1日から施行する、であります。

以上で、議案第51号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えいたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま、この議案提案の趣旨の説明を受けたわけですが、この条例の改正、6月議会定例会の提案に引き続いての人事院規則の施行に伴うものであると理解しております。いずれも一定要件はあるものの、非常勤職員についても育児休業を取得できるとされているわけですが、その中の取得要件を、ただいま説明ありましたように緩和すると、そういう措置だと、そのように理解しております。

条例は共通のテンプレートで規定されていると思っておりますので、それ自体に疑議を唱えるものではありませんが、条文の理解において、育児休業をすることができない職員を規定しておりますので、いわゆる数学で言うところの負の計算のような規定になっていて、その理解が難しいというのが実感であります。要するに、当町の雇用形態では、どのような職種の非常勤職員が育児休業を取得できるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） ただいまの御質問でございますが、この育児休業の対象となっているもの、現在、実際には非常勤職員で適用をしている者はございませんが、非常勤職員の中で社会保険をかけている者、非常勤職員で、今ですと共済の保険もありますが、そちらと両方、非常勤職員の中でかけている者、長期でかけている者という形にございます。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま、現在対象となる実績はないということですが、対象は社会保険、それから共済保険の被保険者が対象になるという説明でありましたので、今後そういう方も発生してくると、そのように思っております。

この実績というか、こういう緩和措置を達成する計画を測る指標として、当町には特定事業主行動計画というものが策定されていると思っております。その中の、育児休業取得率及び平均取得期間の算出、これらには、この非常勤職員も含まれて計算することを想定しているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） ただいま御質問にありました、この特定事業主行動計画でございますが、令和3年から5年間の計画でございます。

御質問にあるとおり、非常勤職員は一応含まれております。ただ、御指摘のとおり、非常勤職員の3年の5月のときには、文言的にちょっと整理されていない部分がありました。したがって、計画のほうにつきましては、今回の改正などを含ませて、修正をさせていただきたいと思っております。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第51号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第52号陸別町特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第6 議案第52号陸別町特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第52号陸別町特定公共賃貸住宅設置条例の一部

を改正する条例であります。特定公共賃貸住宅のうち、新町団地の建替えによるS棟、T棟の共用開始に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、議案第52号陸別町特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

陸別町特定公共賃貸住宅設置条例の一部を次のように改正する。

別表中ということで、上段に現行の設置されています住宅の表が載っております。下段に、今回新たに加えますS棟、T棟の2行を、表の中の下の行のほうに追加させていただきます。

設置場所につきましては、議案説明書資料集の中で、2ページに位置図をつけております。そちらを御覧ください。

設置場所につきましては、現在建替えが進んでおります新町団地内の、昨年建設しました新町交流館の隣の部分に隣接地に、S棟、T棟の2棟を建設しております。それぞれ1棟2戸ということで、計2棟4戸の追加とさせていただきます。

それでは、議案にお戻りいただきまして、附則を読み上げさせていただきます。

この条例は、令和4年1月1日から施行する、であります。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第52号陸別町特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

10時50分まで休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 一般質問

○議長（本田 学君） 日程第7 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、一般質問を始めさせていただきます。

通告に従いまして、今日は持続可能な畜産経営及び物価急騰の影響と生活支援につきまして町長にお伺いいたしますが、これらに関連する施策への考え方といたしましては、これまでも持続可能なまちづくりとして、国の地方創生政策に絡めて幾度か伺ってきております。しかしながら、当町の目指す将来への姿へのアクセスといたしましては、現状はこれまでとは全く異なる状況になっております。

再三申し上げておりますように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞と、それが回復に至らない状況下でのロシアのウクライナ侵攻等による原材料価格及び物流コストの高騰、さらにはそれらに関連する為替レートの円安基調などに起因した生活必需品の高騰が私たちの生活を直撃する事態になっており、経済活動の危機的状況のみならず、物価の上昇を一時的と見る向きもある一方で、既に私たちの日々の普通の生活にも重大な影響が出てきております。

今日はこのテーマに沿って、直接的な影響として経営継続の危機が叫ばれております畜産業への対応と、物価の急騰に対する生活支援、さらには、それら社会活動の停滞に伴う小売業や福祉サービス業などへの影響、また燃油の海外依存の縮減に相まって、国が強力に推し進める省エネの推進などを織り交ぜながら伺ってまいりたいと、そのように考えております。

最初に、未曾有のコスト高に見舞われている畜産経営について伺います。

経済活動の停滞は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生産活動の自粛や、観光業を中心とした人流の抑制が、さきの議会定例会において質問させていただいております、畜産業の需給調整の要因になっていることや、一方では複合的な要因が考えられる配合飼料等の輸入穀物の暴騰が、生乳生産コストを増大させております。このコスト増加分を生乳の販売価格に転嫁することが可能であればまだしも、現行の生乳取引の仕組みでは、指定生乳生産者団体との生乳受託販売契約に基づく委託販売であるため、乳業メーカーとの価格交渉を指定生乳生産者団体に委ねなければならない、また指定生乳生産者団体にとっても、生乳の需給調整下であることが、交渉を不利にしている要因の一つと言われております。

まず、畜産業を取り巻く現況について考えてみたいと思います。

端的に申し上げますと、構造的な問題である後継者の不足、そして度々繰り返される生乳の需給調整、さらにはこのたびの飼料及び生産資材の高騰と、その様相はまさに八方塞がりの状態と言えるのではないかと考えております。

畜産業の危機は、実は約50年くらい前になりますが、中東戦争に端を発したオイルショックによって配合飼料価格が2倍くらいにまで高騰して、我が国の畜産業は、まさに戦後最大の危機的様相と言われました。特に飼料施策については外国産に依存し、我が国の畜産業を加工主体の畜産へ施行してきたことが起因するものと指摘されておりました。そして現在、とうもろこしや大豆かすなどを組み合わせた配合飼料の価格が、1キログラム当たりの単価では生乳の価格よりも高額になるという、常識では考えられない状況になっているのではないかと考えております。さらに、その自給率は12%程度と言われておりますので、過去の苦難を教訓にしてこなかったのか、はたまた想定を上回るほどに畜産経営の規模拡大が進んでしまったのか。生産者と国、飼料メーカーで基金を積み立てております配合飼料供給安定制度では、もはや救済が不可能と言われております。

また、とうもろこしの自給や良質な牧草の確保に欠かせない肥料についても、その原料のほとんどを輸入に頼っておりますが、その国際相場が急騰していて、価格は今年の2倍近くになるのではないかと考えております。国は、農産品の生産コスト削減を目指し、肥料の生産コストの増加分の7割を補填する新たな支援金の枠組みを創設しておりますが、畜産経営における生産コストの増加は、配合飼料と肥料の価格高騰だけが要因ではなく、電気料や生産物の輸送費など、多岐にわたる資材価格及び料金等の高騰も影響しているのでありますが、甚だ町長には失礼な物言いになりますが、この国の、この程度の支援策だけで、この農業の苦境から脱却できるとお考えかをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 配合飼料や肥料については、その多くを輸入により調達しているため、ウクライナ紛争などによる穀物不足、また肥料の原料となるリン鉱石の減産、さらには円安など国際情勢に影響を受けておまして、昨年と今年の価格を主要銘柄で比較すると、配合飼料で約25%、草地や飼料用とうもろこしに用いる肥料で約85%以上の価格上昇と、そのように聞いております。これらの飼料、肥料のみならず、燃料やその他、資材全般が値上がりしており、生産コストの増加はかつてない状況であると、そのように認識しております。国と道、そして生産者団体も支援策を打ち出しておりますが、決して楽観できるものではなく、先行きはなお不透明であると、そのように考えております。

このような中で、町としましても、農業者支援のため、まずは資金、融通等のすぐ手掛けることのできる対策を実施し、さらに一部報道では、この秋にも国による追加支

援があるのではないかという情報もございますので、これらを踏まえた上で農協とも協議しながら、年末へ向けて追加の支援を行うべく準備を進めたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3 番久保議員。

○3 番（久保広幸君） 融資につきましては、この後提案されることになるのだろうと思っております。国、道、それから町、それからやはり、ただいま町長がおっしゃいましたように生産者団体ですね、大きな組織があるわけですから、ぜひ支援の策を講じていただきたいと、そのように私も考えております。

質問を続けます。

以前に、20 年後における実態としての当町の畜産農家戸数を、最小で現在の約半数の20 戸くらいにまで減少しているのではないかということをお話させていただいたかと思いますが、それが畜産経営を取り巻くこの状況下では、廃業のスピードが早まるのではないかと心配しております。

そのような中で懸念されるのが、農地の保全の問題であります。農地の集積化が進められておりますが、いまだかなりの面積で賃貸借地の取扱いが続いております。肥料価格の高騰が改善されなければ、借地であるがゆえに施肥が十分に行き届かず、農地の土壌管理が停滞してしまうことになり、結果として地力の低下による収量の減産を招いて、休耕地、または耕作放棄地になってしまうのではないかと考えておりますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御指摘のとおり、農地の保全というのは、これは大きな課題であると、そのように思っています。離農によって農地が荒廃するということがないように、まずは離農者を発生させないことが重要と考えておりますが、後継者のいない経営体につきましては、残念ながら離農されるケースが今後も出てくるものと、そのように思われます。

こういった離農された方の農地につきましては、休耕地等にはならないよう、農業委員会等の関係機関の御協力もいただき、所有権の移転だけではなく賃貸借も含めて、農地の適正な利用調整を促していきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3 番久保議員。

○3 番（久保広幸君） 後ればせながらではありますが農業団体、これは道レベルの団体であります。輸入とうもろこしなどの飼料価格が高騰していることについて、自給飼料の増産を進めたいと述べて、国内の畜産が輸入飼料に依存している現状から脱却する重要性を強調し始めております。

しかしながら、この団体がこれまでに酪農家に向けて発していた啓発の飼料では、所得目標を生乳1 キログラム当たり30 円を掲げて取り組んでいることになっておりますが、それは購入する飼料の価格が安定している状況下で、配合飼料を多用することに

よって、搾乳牛1頭当たりの産出量を高めることで成し遂げられると踏んだものと思っております。

申し上げるまでもなく、搾乳牛1頭当たりの産出量を高める上で、配合飼料の摂取量が極めて大きな要素になるのは事実であります。配合飼料の給餌量と生乳の産出量との割合を乳脂費として表すことがあります、それは配合飼料の価格変動によって損益分岐点が変わるのは当然のことで、配合飼料の価格が高騰する中では、多用のメリットが薄まるどころかデメリットになることもあるものと思っております。

さきの議会定例会における一般質問でも述べさせていただきましたが、配合飼料の使用量が増えて乳量も増えることの恩恵は、農家よりも飼料販売会社はもちろんであります、流通の手数料の収入が増えるJAや高い共販率、これは特定の団体が生乳の買取りと販売を取り仕切る仕組みであります、それに支えられている指定生乳生産者団体ではないかと思っております、これも既に申し上げていることではあります、当町などが進めておりますのは、耕作地を十分には持たない経営の大型化でありますから、必然的に購入飼料に頼ることになります。そのような中で、TMRセンターの利用における農家負担について、配合飼料価格の高騰と粗飼料生産コストの増大の影響にどう対処するのか。また、これは運営に指定管理者制度を取り入れておりますので、町には直接的な影響は薄いかもしれませんが、公共装置の維持における肥料価格高騰への対応など、町農政として早急な対策を検討しなければならない事態も想定されるのでありますが、いかがかお伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町内でTMRセンターを運営する株式会社シリウスですが、御指摘のとおり、他の経営体同様、生産コストは大きく上昇しているものと、そのように思っております。今のところ価格改定などの情報は入っておりませんが、今後はそのような可能性もあると考えております。

いずれにしても、先ほどお答えしたとおり飼料高騰対策は国や生産者団体が実施しておりますが、その支援内容を見極めながら、町としても対策を講じてまいりたいと考えております。

また、公共装置につきましては、現在町内に5か所、鹿山、作集、トラリ、殖産、ポントマム、これがありますが、これらを全て陸別町農業共同組合を指定管理者として運営をお願いをしているところであります。施設の維持に関する費用については、修繕費などを町が負担しており、その他の費用については協議の上決定することとしております。今後起こり得る様々な事態に対応するため、指定管理者との連携をより一層密にして、情勢の変化に対応していくように努めてまいりたいと思っております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この現在、グローバル社会の到来ということが叫ばれておまして、経済は世界規模の社会変動に敏感に反応しますので、その変動を緩和、緩衝する

意味でも、食料や飼料などの食べ物だけではなく鉱物資源を含めて、その自給率を高めることが国力そのものに直結することを、私達はこのたびの想定を超えた世界規模の激変を通して学ぶことになったと、そのように思っております。

粗飼料生産コストの増大の話に戻らせていただきますが、その影響緩和の一助になるのか、家畜糞尿を発酵させて、バイオガス発電の燃料となるメタンガスを取り出した後に残る液体を消化液として、科学肥料の削減を図ろうとする動きに注目が集まっております。紆余曲折を経ながらも、現在は試運転の段階にある町内のバイオガスプラントの操業に向けた課題として、かねがね経営収支の安定を議論してきましたが、町としては電力以外の熱エネルギー等の確保など、バイオガス全体で収支を安定させたいとしております。当然に、この消化液の活用も貴重な収入源の一つであり、購入費を助成する自治体もごさいますが、その具体的な活用がどのようになるのか、お伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） バイオガスプラントの消化液につきましては、原料代と相殺で事業参加者へ販売する仕組みとなっております、それぞれの農地へ散布する予定と、そのようにしております。

現時点で一般販売の予定はないと聞いておりますが、科学肥料の代替えとして注目されているのは議員御指摘のとおりでありますので、その効果などを検証するとともに、皆さんの御意見をいただいて、利活用について研究してまいりたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この消化液の活用については、さきの議会定例会においても伺っておりますが、この適正散布による河川の水質維持や圃場の土壌改善、家畜糞尿の適切な発酵処理による臭気対策といった、水、土、空気から着実に環境改善を行う上で、貴重な産物となっております。

現在の畜産経営を取り巻く環境では、今後本格的な操業になるであろうバイオガスプラントの経営において、構成する農家にこれまでに示されている以上の負担を求めるのは難しいものと考えております。経営する2者に出資する町として、このプラントの安定経営には極めて難しい局面が考えられるのでありますが、いかがかお伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） このバイオガスプラントは、当町における脱炭素の取組の中核であり、豊かな自然環境を守り循環型農業を推進する上で非常に重要な事業であります。農業者の負担を抑えつつ、この事業を安定的に進めるためには、町と農協が一体となって支えていかなければならないと考えておりますし、10年後、20年後の未来に向けて、陸別の農業、そして水、土、空気といった環境を守るため、必要な支援は惜しまず行っていく所存であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） このバイオガスプラント建設事業に関する事業検討会が、不定期であります。JAで開催されておりました、私も幾度か傍聴させていただいておりますが、この創業後の経営収支の安定について、残念な議論が続いております。ミラクルな、ウルトラCな対策を講じなければ解決できないような袋小路に入っているのではないかと感じておりますが、このことは今日の質問として通告しておりませんので、別の機会に質問させていただくことになると、そのように考えております。

続けますが、配合飼料や肥料、燃油や資材の高騰に対しては、農家自らが行うべき取り組みなければならないことと、その個人の努力を支援するための国や道の財政出動が必要だと思っております。農家自らが行うべき取り組みなければならないのは、現在の農業においては、配合飼料や科学肥料を全く使わないということは現実的には不可能でありますから、それらの一部を代替するすべを確立することだと思っております。具体的には、さきに申し上げましたバイオガスプラントの操業過程で発生する消化液を含めた、堆肥等による有機肥料の活用と、穀物輸入の縮減のための自給飼料の生産拡大が必要になります。

また、国や道による財政支援についてであります。冒頭で申し上げました、肥料の生産コストの増加分の7割を補填する新たな支援金もさることながら、農業者が直面する原油価格・物価高騰等緊急対策事業の概要が示されております。

まず、配合飼料価格の高騰対策であります。国は配合飼料供給安定制度による補填金基金の積増しと、補填金の発動基準の引き下げの方針を示しており、また、道はこの補填金基金の運用とともに、自給飼料生産利用促進緊急対策事業として、輸入飼料に依存しない畜産経営の確立を目的に、飼料生産用の機械導入を支援するとしております。

次に、肥料価格の高騰対策であります。国は再三申し上げております、肥料生産コストの逡減を目的とする科学肥料原料調達支援緊急対策事業を、一方で道は、農業者が直面する肥料価格高騰に対する負担軽減を目的に、農業者に肥料購入支援金を給付するとしております。

さらに、燃油価格の高騰対策としては、国、道ともに、施設園芸における省エネ機器や資材の導入等に対する支援を行うとしておりました。畜産経営における支援が見当たらない状況ではあります。

いずれにしても、ただいま申し上げました道の高騰対策事業の財源には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を当たるとしてありますが、それが当町の予算にどのように組み込まれるのか。また、当町独自の臨時交付金実施計画ではどのような支援を考えておられるのか。物価高騰に対する生活支援につきましては、この後別途伺いますので、まずは畜産業に関するものについてお伺いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 臨時交付金につきましては、当町では第2回の実施計画提出の締切りに合わせて令和4年度分を提出したところであります。現在、内閣府において審

査中でありまして、内示の決定、これは9月中の予定ですが、これには至っておりませんが、コロナ禍において原油価格、物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援としては、プレミアム商品券発行事業を申請しておりまして、当初予算分423万円と補正予算分2,608万2,000円を合わせた3,031万2,000円を事業費として計上しております。

なお、7月29日時点の内閣府の速報値によりますと、全国1,760団体が提出し、先行交付分の交付限度額8,000億円のうち85%の6,778億円の申請となっているということであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 今日のテーマに取り上げました、持続可能な畜産経営についてであります。それは国が進めようとしております農業分野における原油価格・物価高騰等緊急対策事業からも伺い知れることではあります。飼料自給率の向上と肥料コストを逡減する技術の活用と、持続可能な畜産物生産を急いでいるように受け止められております。

日本政策金融公庫が平成26年に行った、飼料高騰下でも高収益を実現する畜産経営の分析結果によりますと、そこで、北海道酪農において高収益を実現している畜産経営を、一般の経営とのコスト構造の違いで明らかにしております。利益増加の要因としては、申し上げるまでもなく、1点目は経営規模の拡大で、2点目がその規模の中の売上高の増加ということで、3点目が売上高に対するコストの削減と、ごく当たり前のことではあります。この3点で分析しております。

その結果では、売上高に対するコストの割合が、高収益経営では材料費等の仕入高や減価償却費が低く、それらの差が利益率の差につながっているとしております。そして、現地調査による高収益のポイントの中から、現在の畜産業を取り巻く環境に係るものを抜き出して見てみますと、飼料費の削減としては、飼料自給率の引上げや購入飼料仕入れ方法の改善による単価の逡減などが挙げられております。

また、減価償却費の削減では、機械の適切なメンテナンスの実施や共同利用等と、ごく当たり前のことではあります。当町畜産農家の償却資産の保有状況を見てみますと、使用頻度から見て、生乳等生産コストの増加につながる状況になっているのではないかと考えております。

この分析結果を意識したのかどうかは分かりませんが、今、国産飼料の生産利用の拡大を目的にしたセミナーや講演が増えております。その内容を見てみますと、持続可能な土地利用型の家畜生産システムに関するもの、子実用とうもろこしの収穫、調整技術に関するもの、荒廃農地を放牧地に再生する技術に関するものなどです。

また、生乳単価のアップとして、これは欧米での普及が先行している有機飲用乳、これは牧草だけで飼養された乳牛から絞る生乳ではありますが、これは高価格で取引されま

すので、その生産の増加は酪農業の振興のために有望とされております。

改めて申し上げるまでもなく、一朝一夕で劇的な変化が求められないのが農業でありますから、これまでに試行錯誤のあったものも含まれるのかもしれませんが、JA陸別においても規模拡大路線の見直しにつながる意向を持っているようでありますので、この機会に町農政の方向性についてもどのように考えておられるのかお聞きして、持続可能な畜産経営についてのテーマをまとめたいと思いますので、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 基幹産業であります農業の持続的発展のために、規模や形態にとらわれない農業振興策が必要であることは、以前からお話してまいりました。法人化や大型化のみならず、小規模や家族経営といった多様な経営の支援のため、コントラクターやヘルパー事業などの推進などに取り組んできたところであります。

第6期陸別町総合計画の基本目標の一つ、自然と溶け合う豊かな地域産業のまち、これを目指して、この先も陸別町の基幹産業として農業が持続できるよう、農地や農道用排水施設などの基盤整備はもちろんですが、これからは環境に配慮した事業展開を考えていかなければならないと、そのように思っております。

ICTの活用など新たな技術を取り入れながら、生産コストの削減を進めるとともに、脱炭素社会の実現に向けた活動にも取り組んでまいりたいと思っております。

農業を取り巻く情勢は厳しさを増しておりますが、農協をはじめとした関係機関と連携してこの難局に立ち向かい、そして乗り越えていきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは続きまして、物価急騰の影響と生活支援について伺います。

生活物資の高騰につきましては、私どもも日常の生活の中で実感しているところであります。国の物価賃金生活総合対策本部の会議録、これは今年7月15日に開催された本年第2回会合のものでありますが、そこで物価の動向を示しております、内閣府の資料であります。消費者物価はエネルギーや食料品の値上げを背景に上昇していて、本年5月分を前年比で見ますと、電気代が18.6%、ガソリン13.1%、灯油25.1%、プロパン8.6%、食品では食用油が36.2%、食パン9.4%、玉ねぎは125.4%などと、大幅な値上がりになっております。この物価高騰の認識につきましては、お伺いするまでもなく共有できているものと思っておりますので、その対策について伺ってまいりたいと思います。

最初に、国及び道の原油価格・物価高騰等総合緊急対策の概要を整理しておきたいと思っております。原油高の長期化を受け、燃油価格の高騰対策として議論されておりました、ガソリン税を一部軽減するトリガー条項について、一方では地方公共団体の地方譲与税収入への減収にもつながるものでありましたが、その凍結解除が見送られ、石油元売り

各社への補助金、これは今年1月から実施されておりますが、4月に取りまとめられた総合緊急対策において、支給の1リットル当たり上限を25円から35円とし、さらなる超過分についても2分の1を支援することで、実態としては40円程度が抑制されていて、高値ながらも許容ぎりぎりの水準を維持していると思っております。現在160円前後のガソリン価格であります、この対応がなければ200円を超えていると、そのような状況になっていると言われております。

しかしながら灯油の高騰は継続されていて、急務となる生活困窮者への対応は、国の支援を受けて地方公共団体が実施することになるものと思っております。国は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中の、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分についてであります、この活用可能な事業を例示しております。物価高騰等に直面する生活者や事業者に対して地方公共団体が実施する事業、これは各府省のコロナ関連制度に対する上乘せや横出しを含むものであります、幅広く活用することが可能としており、さらにはこの例示の事業に限らず、各地方公共団体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行うこととしております。

燃料高騰の負担軽減についてであります、当町が既に実施しております、冬期生活支援事業における暖房器具の購入や冬用衣料等の購入と並んで、燃料の購入も助成の対象になっておりますが、助成額が1万円ではこの燃料費高騰に対応できないと思っております。

先程来申し上げております、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分に掲げられた地方公共団体の実施する対策への国の支援の内容を見ますと、要約させていただきますが、コロナ禍において、原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるように、この交付金を創設するとしております。しかしながら、総務省資料による地方公共団体における原油価格・物価高騰等の対策状況等を見ますと、他の地方公共団体では取り組んでいるところもあるにもかかわらず、北海道は国の子育て世帯生活支援特別給付金への上乗せ支援は行うものの、原油価格・物価高騰には今現在まだ対応しておりません。そういうことありますから、この交付金の実施計画として町独自に行うべきと考えますが、いかがか伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今回の9月定例会で提案する補正予算に、高齢者世帯等生活支援事業として276万円を計上しており、そのうち町の単費分について、今後求められる臨時交付金の第3回以降の実施計画の提出の際に、原油高騰対策分として追加申請する予定と、そのようにしております。

また、町民への生活支援対策としましては、6月定例会で御審議いただき、既に1回目が発行されましたが、年2回発行しますプレミアム商品券発行事業があります。今年

度のこの事業につきましては、額面での商品発行額として1億1,540万円を予定しており、この額は令和2年度までの2倍以上の規模の発行額で、共通券のプレミアム率は40%と、衣料品、食料、燃料等の購入など、様々な用途での利用が可能であり、同時に低迷する町内の経済効果につきましても、大いに期待をしているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま町長が御答弁されましたように、この臨時交付金を活用した物価高騰に対する町民への支援につきましては、9月以降ですが、この後あるということではありますが、ほかの自治体では既にもう取り組んでいることが新聞でも報道されておりますし、極端に言えば6月定例会で提案した自治体もございます。そういうことですので、その状況につきましては今後参考にしていただきたいと思いますと思ひまして、最後に時間がありましたら、ほかの自治体の状況を述べさせていただきたいと思ひます。

それでは続けますが、同じくエネルギー原材料等高騰対策の一つであります、電力需給逼迫と電気料金高騰に対応する新たな取組として、国は家庭向けに、節電プログラムに登録すれば2,000円分相当のポイントを付与するとして準備を急いでおります。一方、相当数の地方公共団体においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、中小及び個人事業主や一定条件の下での個人世帯に対して、電気料金上昇分の一部を助成しておりますが、当町にはそのような支援の選択肢はないのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 電気料につきましては、高压事業用、個人用とも大幅に上昇しており、今後もさらに値上げが想定されており、全く先が見えないという状況だと思っております。物価の高騰は電気料金のみならず、燃料、ガス、衣料品、食品、生活資材など広範囲に及んでおりまして、現時点では電気料金に特化した支援策は考えておりませんが、原油高騰対策としてのプレミアム商品券発行事業や、高齢者世帯等生活支援事業により支援を行っていききたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 国の施策としてであります、先ほど地方公共団体による上乗せの支援として述べさせていただきました、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付や、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関しては、未受給の方に対する運用の改善を図るとしております。このことにつきまして、本年7月25日に開催されました臨時議会における予算補正の際に、この取扱いがあくまでも申請があったものに限ってのことになるのかを伺いましたが、ただいま申し上げました国の運用改善とは、子育て世帯生活支援特別給付金の給付と同様に、申請行為の不要を想定しているのでありまして、既に道内の他自治体ではそのように対応しているところもあることが把握されているものと、そのように考えております。

また、これも道の施策として学校給食等の負担軽減を目的に、物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組をうながし、必要な支援を執り進めるとしてありますが、当町などのように、町の補助金によって実質保護者の負担がない場合には、自治体に対する臨時交付金による財政支援はないということなのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 滋賀県の守山市等で、給食物資が高騰している状況下において、給食費の値上げを回避することで保護者負担を増やすことなく、学校給食の円滑な実施を目的として臨時交付金が充当されるという事例もありますが、あくまでも給食費負担がある場合の対策であります。陸別町は既に無償化で保護者負担がありませんので、事業の対象者がおらず、臨時交付金の対象事業には該当しません。

したがって、財政支援もないということになります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 先行して、町民に対して良きとする施策をしてきたことに対しての、残念ながら恩恵はないようではありますが、国の施策としては、エネルギーの原材料等高騰に対応した事業継続支援では、プレミアム付商品券発行事業、先ほどおっしゃっておられました、その一つであります。福祉施設等に対して利用者の負担を増やさないことを目的に、食材料費の物価の上昇分に相当する助成金を給付する自治体もありますし、また、北海道は道内事業者等事業継続緊急支援金支給事業として、エネルギー・原材料等高騰に対応した事業継続を目的に法人及び個人事業主に、一定の要件を設けておりますが、支援金を支給するとしております。

一方、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による原油価格・物価高騰対応分の事業で目につくのが、省エネ設備等の整備に対する支援ですが、これは都府県の対応であります。省エネ性能の高い家電製品への買換えに対する助成や、電気料金及び物価高騰の影響を受ける小規模事業者等に、省エネ設備の導入費用を補助するなどの事業が実施計画に挙げられております。

当町としましても、この交付金に限った対応で結構かと思いますが、検討できるものがあるのではないかと思います。いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問にあります、省エネ性能の高い家電への買換えや、省エネ設備への改修に対する助成につきましては、現在のところ、町として新たに助成することは考えておりません。これまでの御質問でもお答えしておりますが、多目的に使用できるプレミアム商品券の御利用により、省エネ家電の買換え等をお願いしたいと、そのように思っています。

また、事業者等における省エネ設備の導入につきましては、これは小規模企業等振興補助金をぜひとも御活用いただきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 現行の施策の中でこの状況の脱却にも対応していただきたいと、そのような答弁だったと、そのように考えております。

続けます。さらに、先ほどの畜産経営のところでもお伺いしました、肥料の高騰に伴う公共草地の維持のための受益者負担の見直しの必要性と同様に、燃料価格の高騰などを理由に、直接的に影響を受ける公衆浴場の入浴料金など、公共施設等の使用料、利用料値上げの検討が行われるなどの具体的な動きが出てきております。入浴料は物価統制令によって都道府県が上限額を決めることになっており、独自に高額に設定することはできませんが、道公衆浴場入浴料金審議会が、道の諮問に対して値上げ幅を答申するとしております。この燃料価格や物価の高騰が一過性の問題ではなさそうな状況になりつつありますが、公共料金の値上げは将来的にやむを得ないことになるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町内の公共施設につきましては、電気、燃料、資材の高騰など、今後も維持管理経費の増加が想定されます。各施設の利用状況等を検証しながら、経費削減につながる方策を検討する必要があるものと、そのように考えております。

町の公衆浴場につきましては、知事が指定する北海道公衆浴場入浴料金統制額に入浴料を合わせておまして、今後の改正状況を注視しております。

その他の公共施設につきましては、維持管理経費の縮減に努め、燃料費高騰等の理由による値上げにつきましては、現在のところは考えておりません。

しかしながら先が見えない中でありますので、今後、大幅な維持管理経費の増大などが生じた場合には改めて対応等を検討してみたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） また、アウトソーシングの実践と捉えておりますが、当町では公共施設の管理業務や福祉、公衆衛生の運營業務の多くを民間事業者にて委託しております。燃料費高騰の影響を受ける事業として、交流センター管理業務や銀河の森管理業務、そして高齢者共同生活支援業務及び高齢者在宅生活支援事業などは、それらの経費を当町一般会計の需用費で予算化しておりますので、事業者には直接的な負担は伴わないものと思っております。

しかしながら、同じ委託業務または補助事業ではあっても、塵芥収集業務や地域内交通対策事業、そしてスクールバス運行事業などは燃料費等を含めた委託料または補助金になっているのではないかと思います。

したがって、現下の燃料費高騰の状況下では、委託料等の見直しなどの配慮が必要になるのではないかと思います。いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問のスクールバス運行事業、またごみ収集業務等の委託業

務につきましても積算に燃料費が含まれておりますが、これらの契約には、燃料費の単価変動に関わる事項が明記されております。これは燃料費の設計単価に一定以上の価格変動が生じた際に、契約変更を可能するもので、これまでも大きな変動があった場合に適用してきております。

燃料費の比率が比較的多い委託契約などは、設計時の燃料単価は実勢価格に変動幅、上限幅を加算して積算している例もあり、受託者への影響が極力少なくなるようにしております。また、契約条項以外に対応が必要な場合は、双方協議の上、その正当性を考慮して対応することとなると理解しております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 現在の物価高は、まさにインフレと言われる状況であります。インフレの全てがマイナスのイメージで捉えられるのではなく、設備投資や個人消費に支えられた物価の上昇であれば、国の目指すインフレターゲットとなるのですが、今の物価上昇は資源の価格高騰に為替レートの円安がかぶさったもので、先ほども申しました約50年前のオイルショック時と同じように、悪性インフレと表現されることが増えております。インフレ手当の支給を検討する企業も出てきている一方で、食料やエネルギー関連の消費が消費全体に占める割合の大きい低所得者層に、この物価高がより大きな打撃を与えていると言われております。

当町を含め、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金があるなしにかかわらず、自治体独自に生活支援施策が今後も拡充されていくものと思っておりますが、この物価上昇はさらに長期化する様相を見せております。この臨時交付金、町がこれまでに直接交付を受けたものが3億円を超えておりますし、国や道の事業として実施されたものも、給付金という形で町の会計を通して届けられております。コロナの感染対策だけではなく、設備整備にも活用されておりますし、また町民すべからく支援金もいただいております。

しかしながら、これは臨時交付金という名のとおり、国としては通常の枠外の外付けの予算でありますから、いつまでも続けられるものではないということでもあります。現状をしっかりと認識しなければならないのは、一旦は緩んだ町財政ではありますが、元の緊縮の状態に戻さなければならないときが確実に到来するということでもあります。地方財政の厳しさが増す状況下で、当町は基金残高が減少している一方で、起債残高は増え続けております。近々、この両方に大きな影響を及ぼすであろう民間法人への財政支援が予定されております。

今後も限られた財政の中で、町民の生活を守る施策を最優先に進めるものと思っておりますが、そのためには公共施設等総合管理計画をはじめ、様々な行政計画に基づく施策の効率化を急がなければならないものと思っております。町長のお考えを、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員の御質問のとおり、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金は令和2年度から令和4年度の現在までに約3億2,900万円が交付予定とされております。令和4年度につきましては、令和3年度の国の補正予算の本省繰越分5,643万円と、令和4年度の国の予算分2,398万2,000円の合計、8,041万2,000円が予定されており、コロナ禍で疲弊する町にとって、この交付金の効果は大変大きなものであると、そのように考えております。現在はアフターコロナを見据えた事業も併せて実施しているところですが、収束の見通しは全く立っていないという状況であります。

町の財政につきましては、近年は基金の取崩しにより収支のバランスを保っている状況で、余裕がある状況とは考えておりません。しかしながら、将来にわたり必要な公共施設の整備等のための投資など、町全体の財政事情を考慮し、財源の確保を図り、必要な事業を見極めながら進めていかなければならないと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 以上で、私が今日通告いたしました質問は終わらせていただきますが、先ほど申しましたように、臨時交付金を活用した新たな町の施策について、今後提案されることになるということでありまして、既に新聞報道でもございますように、各自治体いろいろ施策を講じておりますので、今後町が計画する際に参考にさせていただきたいと、そのように考えておりますので、少々時間をいただきまして、道内の状況であります。これは新聞報道ですからごく一部だと思いますが、述べさせていただきたいと思います。

まず道内の消費者物価指数、これは国全体では2.4%とされているのですが、道内は前年同月比3%の上昇と言われております。それで先ほども申しましたように、賃金等も上がれば消費者物価指数がプラスでなるのは、それほど否定的に見るわけではないのですが、賃金がなかなか上がりませんので、実質消費者物価指数はこんな2.4%とか3.0%ということではないだろうと、そのように考えております。

そういうことを踏まえまして、この異例な物価高や原材料費高騰を受けて、道内の自治体が、町民や事業者向けの独自の支援に力を入れております。新型コロナウイルス下の支援策では、過去の支援策では対象を限定している自治体が多かったと。所得制限とか多かったわけでありまして、物価高騰対策では市民の所得や事業者の業種といった要件は設けずに、幅広く支援しているケースが目立っております。

幾つかの自治体のことが一応報道されておりましたので述べさせていただきますが、これは札幌市、苫小牧市、帯広市や音更町も同様であります。一般家庭の上水道料金について、基本料金を減免する施策を出しております。今申し上げました四つの自治体に加えて豊頃町も同様であります。上水道の基本料金を減免する事業を打ち出しております。

国のほうでは、先ほど来出ております、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金、これを18歳以下の子供1人について5万円を支給しているのですが、旭川市、それから江別市、函館市、北見市、これはそれに上乗せするということでもあります。また、管内の幕別町、これは18歳以下の子供がいるひとり親世帯、それから18歳以下の子供がいる住民税非課税世帯及び特別児童扶養手当を受給する世帯の20歳未満の子供までを対象に、子供1人につき5万円を支給すると、そういうことでもあります。

それから事業者向けの支援であります、函館市は市内の全事業所に一律5万円を給付するということでもあります。

さらに、多くの自治体でこれは見られることではありますが、燃料費高騰の影響を受けやすいバス、タクシー業者への支援金を実施しております。

さらに、苫小牧廃棄物協同組合、これは苫小牧市に対し、ごみ収集車の燃料費高騰を反映させ、委託費の増額を求めたということでもあります。

さらに、管内の帯広市であります、帯広市は道の事業継続緊急支援金に一律5万円を上乗せすると。さらに、タクシー業界の経営が厳しいことを踏まえて、タクシー運転手に1人当たり2万5,000円を支給するということでもあります。

そして音更町、これは農業者支援であります、急騰する肥料の値上がり分、畜産農家を含めて600戸程度が対象になるということではありますが、作付面積10アール当たり1,000円を補助すると、そういう方針を示しております。

以上が、ただいま報道されております中のごく一部だと思っております、どうか当町も、予算の範囲内ではあります、ぜひ効率的な支援策を今後提案していただきたいと、そのように考えております。

今日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今年も1月からコロナ感染症、始まって第6波、そして7月に入ってから第7波のコロナ拡大ということで、ようやく落ち着いたかなと思われたら8月、先月は感染者最多という言葉も頻繁に聞かれるようになりました。重症者は少ないとは言えども、本町においても施設内でのクラスターなど、めまぐるしい日々が続いたわけでございます。これに携わった関係者の皆様に、改めて御苦労のお言葉を申し上げたいと思います。一刻も早くこのマスク生活から開放され、収束を願うところでございます。

早いことに9月の定例会を迎えまして、今日は私の一般質問の時間をいただきまし

て、今回は町有地の有効活用、町の中に潜む危険場所における安全対策、そして最後にコロナ感染症について通告書を提出しておりますので、町長、教育長にお伺いしていきますので、よろしくお願いいたします。

このことについては、私の目線で確認したことや、住民の皆さんからの意見を基に、私なりに集約をいたしまして、一部分ですが取りまとめをしたところでございます。今回、改善とかいろいろな話が出てきますが、今すぐとは言いませんので、面倒くさいかもしれませんが、今後に向けて検討の材料になるように進めていっていただきたいと思っております。

いつも私、まちづくりは物づくりばかりではなくて、やはり検証と改善を図ることも重要なまちづくりの一つではないかと、このように思っております。

それと、今回改善事項についてですけれども、地域環境から、高齢者になっても、本当に免許証の返納など、なかなか厳しい環境にありまして、車自体を手放すということも非常に難しい環境にあります。本町においては、大まかに見ると生活道については今のところだんだん落ち着きを見せて、今後は少しずつ改善の中で、安全な道路づくりへ変換をしていく時期に来ているのかなと、このように私自身思っております。それで、この小さい町ですが、交通事故による件数も年間約100件弱発生していると聞いております。

そういうことで、今回空き地利用、道路環境に向けて進めていきますが、なかなか今回は場所とか説明するのに本当に分かりづらい点がかなり多く出てきますので、その辺は御了承いただきまして、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初の質問になりますが、平成29年に金石商店さんから寄付を受けております。場所ですが、東1条2区の原野基線328の47、分かりやすく言うと現在の車両センターがあります。そこにスクールバスなどが停まっている場所の前に、ちょうどすり鉢状の引っ込みのある場所です、今あの運転手方が車の駐車場にして利用されている空き地というか駐車場ですか、この場所について、一番最初に寄付を受けたときの利用目的はどのように考えていたのか、それとまた今後について、この場所について利用計画があるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問の町の車両庫、またモータープールの隣接地であります、旧金石商店の跡地の状態であります、この場所は平成23年度のモータープール完成時点では、他の民地を含む利用計画はなく、約6年後に隣接地の寄付の申出、そして受入れとなったところであります。

寄付していただいた用地の多くはモータープールとの間に高低差がありまして、現在は大規模な盛土が不要な一部についてモータープールの駐車場用地として活用し、低い位置の土地については一般車両の駐車スペースとして利用している状況にあります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） お聞きしたら、今町長からお話されたように結構幅広い面積で、約900平米弱あると聞いております。そして、その土地の整備利用について、ちょっと私なりに考えていますので、お話いたします。

現在は、先ほどもお話しましたが駐車場として利用され、あそこは本当に、見ましたら複雑な地形になっておりまして、そして下側を見ますと、あそこに通学路の歩道がありまして、そして東1条仲通が走っていて、非常にここは見ましたら交通量が多いのです。そこは、そのまま左側に行くと、あっちは保育所、小学校、中学校とかみどりの園さんの木工場など、大きな組織が立ち並んでおります。いつもあの場所を見ていて、この面積をそのまま置いておくのは非常にもったいない感じがいたします。

それと、利用もしづらく、景観的に見てもあまり良くなく、やはり通学路を渡って駐車場を出入りするというのは非常に安全面を考えても、これはちょっと危ないのではないかということで、私なりに考えましたところ、先ほど町長も言いましたけれども、大量な土も使うということで、私は表土で、あそこを盛土して、現在の車両センターの高さと同じ場所にして、使いやすく、そして安全な場所にしたほうが良いのではなかろうかということで、私、通る度にあそこを見て思っております。

先ほどお話ししましたように形状はすり鉢状になっていて、現地を測定すると概算ですが表土の1.3割増しにかけても、約620から630立米ぐらいの表土があれば、あの辺一体は平らになるのかなということで、聞きまして設計単価が立米1,500円ぐらいと言っていました。だから、それに運搬賃入れても大きな金額にはならないのかなということで、完成に至るまでは法面工とか路盤工、舗装工の工程が必要となりますが、私そこを考えたときに、次のようにあそこを埋め戻して平らにすることでメリットとして考えられることが、まず最初に従来より多くの車が上に停められると。特に、通学路をはずしてありますので、車の出入りについては歩行者、一般車両の通行にも影響がなく、安全性の確保ができるのではなかろうかということで、あそこを出入りする駐車場に停めている運転手方も、その辺は結構楽になるような感じがいたします。

それと隣接する福祉施設の、例えば火災事故または緊急時の対応についても、私何ら影響を及ぼすことがないのかなと。逆に避難場所としても使ってもいい。それによってあそこ一体、景観も今まで以上にいい感じになって使いやすいのではなかろうかということで、その辺含めまして、先ほども話しましたが盛土して、幅広い分野で多目的に利用できるよう考えてはと思いますが、この辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 寄付していただいた旧金石商店跡地の現状につきましては、さきの質問でお答えしたとおりであります。

議員の提案のとおり、敷地全部を盛土すれば一体的な活用も考えられますが、現状の

課題といたしまして、隣接地に他の民地があること、また福祉施設が利用する取付道路があること、盛土ばかりでなくて擁壁の設置に多額の費用が必要であることなどがありまして、当面は現状のままでの利用になると、そのように考えております。

しかし、将来に向けては議員の提案も踏まえまして、検討する必要があるのではないのかなと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今の答弁お聞きしましたけれども、あの辺一体は町の中心部でもありまして、これから考えた場合については景観整備も含めて、安全性とか多目的、それと確かにあそこ、施設からの坂の道路がありますが、あの辺一体をぎりぎりに走れるような形を取れば、その辺も含めて解消できるのではないかと思いますので、町長先ほど言われましたように、今後に向けてぜひ検討していただきたいと思います。

次の項目に入りますけれども、同じ車両センターに隣接する町道東1条5丁目通という看板がついている道路でございます。これについての、安全対策について伺います。

場所の説明ですが、この道路は車両センター横を走る、上に行けば道道津別陸別線、そしてこの道路はその下が、先ほどお話ししましたように町道東1条仲通、これを結ぶ道路で、延長、テープ図りましたら117メートル40センチメートル、そして道路幅員が5メートルの町道でございます。分かりやすいために、ちょっと固有名詞を出しますが、ここに隣接する民家は金石さんをはじめ、一番奥の角にあります今野さん宅の間まで、5軒の民家が立ち並ぶ目の前の道路でございます。

今回出てきます数値については、先ほどと同じように私の個人の現場計測になっておりますので、これから出てくる数字については行政の管理する台帳とは少々異なると思いますので、その辺よろしく願いいたします。

もう1回、この道路付近、今回の場所を簡単に説明すると、車両センターから下へ下がって行くと、町道東1条仲通とぶつかってTの字になっております。そして右側を行くと役場方面、左側を行くと小学校、中学校、保育所方面に行きます。ちょうど固有名詞出してしまいましたけれども、今野さん宅の家の前の角付近のT字路の部分。この場所について私なりに具体的な危険について検証しますと、まず一つは約30メートル区間、あそこ下り坂になっております。それと2番目にTの字の横、そこの両側に約1メートル80のコンクリート擁壁があり、ミラーは設置されております。それでも、実際に自分の目で確かめなければならないということで行きましたら、非常に左右の見通しが悪いと思いました。そして、手前にはそこを横断するとき、やはり歩行者用の通学路としての歩道があるのです。そしてまた、そこを検証する中で付近の民家の方、2軒ほどありまして、車、自分の玄関から出て来て、車をあれするときはずっとバックで止めているようなのです。それで、非常にあそこ見ましたら、上から下がって来たり下から上がって来ても非常に見通しが悪いものですから、接触事故が考えられる現状にあるのかなと思います。

そういうことで、この危険箇所を解消または改善するには、まずこれは私の施策ですが、けれども、まず一つは車両の通り抜けをなくして、とりあえずは行き止まりにする。そして当然、行き止まりにするということは低い部分も出てきますので、その部分は盛土をして高くして、民家の奥の方々に優しさをもって出入りのしやすいような感じにしてあげると。そして、その部分の一角に、あそこやはり子供達もいますので、歩行者用の階段も設けるということで、こうしたら歩行者の安全も守られて危険箇所がなくなるということで、かなりそういうことをすることによって、いい形になるのではなかろうかと見たわけでございます。

当然この件については、やはり隣接する住民の皆さんの御意見を聞いた中で私も進めなければならない、これは基本です。今回、5軒の住んでいる皆さんの御意見を聞いて、行き止まりにすることに對して意見を聞きましたら、通勤でもあそこは利用はしていないと。そして全員、危ない場所から解消されるのであれば良いと思います。そこで歩行者の階段も、その部分の一部設けていただいたらなおさらいいよねという意見をいただきました。

特に、これは聞いてあげなければならないのは、奥の2軒の方については、出入りの際、何度も危ない目に遭っていると。そして、そういうふうにしてもらったら安心して車が出入りできると。そして今、車、自宅に停めるときはバックして止めているそうで、上からと下からと来たら、また車両センターからぐるっと回って、また手間替えをするという状況で、この辺そういうふうにしてもらったら助かるなという意見もいただいております。そのようなことで、これについても今すぐとは言いませんが、今後に向けてぜひ検討していただきたいと思いますと思いますが、この辺についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○7番（渡辺三義君） 御質問の町道東1条5丁目通交差点につきましては、令和元年の7月に釧路の行政監視行政相談センターより照会がありました。擁壁により見通しが悪いため、安全対策として歩行者とドライバーがお互いを確認できる位置に新たにカーブミラーを設置しまして、既に改善措置を講じた場所でもあります。

町道を行き止まりにして盛土をするのは、道路を利用される方の利便性が悪くなりますし、埋設された水道、下水道の管理の面でも非常に難しいと、そのように考えております。

また、先ほどの盛土をして一体的利用ということですが、この敷地は道路側の奥が民地でありまして、議員のおっしゃるようにならば敷地の借用や購入などをする必要があります、もう少し検討する必要がありますので、そこら辺もどうか御理解いただきたいと思います、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） この場所については、当時はこの頃だったら利便性を優先し

て、多分その頃では安全性が後回しされたような感じで作られているのかなということをおもいます。今、やはり設計者にしても、施工者にしても、今言われたような課題については、簡単とは言いませんけれども、容易にできるような技術力持っていますので、ちょっとその辺も考えていっていただきたいと思っております。

それでは、次に取り上げた中学校前を走る校内道路についてお伺いたします。

この場所は中学校、正面玄関の前を走る道路で、上を行くと道道津別陸別線、下側は町道東1条仲通、これが通学路となって、これは道道と町道を結ぶ、学校前を走る道路でございます。

この道路のどこが危ないのかということ、多分皆さんも知っていると思われそうですが、上側の道道津別陸別線側の道路の出入口、ここも同じく危険に検証してみると、一番最初に入出入口が狭く急カーブで交差が容易ではない。また、これについても、津別側から入るとき左折するとカーブがきつくて、何度も切り返しをしなければ入って来られない。それと、学校側から道道へ出るとき、非常に斜め停止になっておりますので、左側からの車両の確認がしづらいということと、特に冬期については滑って危ない道路となるということで、今も現場見ましたら、ガードケーブル等が事故の足跡を見せておりました。多分この場所については、道路の線形からしましたら、後で取ってつけたような感じの道路に見えました。

そういうことで、この道路についても下側からの町道からの出入りで、グラウンド、体育館等のことに対しても、私はトラックとか車両等における用事についても十分満たせる感じがするというふうに見ました。そして、これによって上からの、道道側からの出入りを封鎖して、一般車両の通り抜けをできないようにしてはどうかと思われました。

この件についても、やはり町内会の住民の方の意見を聞きまして、町内会長さんをはじめ地域住民の皆さんに、同じく封鎖について意見を求めたところ、皆さん学校内の道路とあり、生徒さんの安全も考えると、いいと思いますよということで、特に通勤でも使っていないということで、聞いた方に対しては反対される方はいませんでした。

そういうことで、特に道道津別陸別線側については通学路にもなっていませんので、安全性を考えると今後は通り抜けのできないような対策を考えていくべきと思いましたが、その辺についての考えをお伺いたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 中学校の敷地内の校内道路の件であります。場所につきましては、中学校校舎とグラウンドの間が道道側、下が町道側ということで、俗に言う連絡道路的な使用がされているのかなと思っております。実際この道路につきましては、片側1車線で、通常の車両も1台擦れ違えるような幅のある道路だということになるのかなと思っております。また、当然、大型車においては若干ちょっと擦れ違うには狭いのかなということでもあります。

この敷地内道路の件についてでありますけれども、今回の御質問がありましたので、中学校側から現場の声として聞いているところでありまして、道道側、通行止め等で安全の確保に努めていただけるということであれば、それは大変ありがたいことだという声があります。ただし、現状で言うと大型車も含め、さほど交通量が多いというような実態ではない。それから、生徒達も通行時には十分気をつけているということと、周辺住民の方々のデメリット、要は遠回りになってしまうのではないかとということとを心配しているところでありまして。

議員から、地域住民の方達も通行止めに関しても理解を示していただけて通常使っていないということであれば、その辺は周りの住民のデメリットを回避できるのかなと思っておりますけれども、学校だけの道路ということで、この長年使ってきているような状況ではないということでありまして、一律通行禁止ということで、今すぐという判断はちょっと難しいのかなと思っています。

逆に言うと、上も下も出入口になっておりますけれども、学校敷地内道路であり、安全運転に御協力をだとか、やはりその辺の通行車両への注意喚起を図ることで安全対策は可能なかと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 特に、やはり児童や生徒達の安全な環境づくりということでも考えていけば、今後ともぜひ頭の中に入れて考えていただければと、そのように思います。

それでは、次の元町と新町を結ぶ町道川沿栄町線、ここに架かる陸別橋についてお伺いしていきます。

この橋梁については、橋梁長寿命化計画の中で調査に基づき、多分緊急性の高いものから、補修または架け替えが実施されているような計画の中で進めていると思います。この町の中だけでも大まかに川が、利別川を中心に、この町は、陸別川、トマム川、清水川といったメインの川があり、橋も調べてみましたら国道を中心に陸別橋とか、これ全部国道になりますがトマム橋、町の中だけでも、陸別の町に入るといったら九つの橋が、国をはじめ道や町によって建設された橋が九つありました。この橋は、非常にどの橋も地域交通、輸送作業とともに住民の生活を守る、本当に重要な役割をされております。

そこで今回、その中の、町の元町に架かる名称、同じく陸別橋について、これ建設の橋名板見ましたら昭和43年11月に竣工され、それから数えると約50年近く経過しております。構造自体は、私の計測の中で延長が50メートル70センチメートル、幅員が6メートルで、特に新町側から入って来るとカーブがきつく、ここも同じく、見ましたら事故の損傷も見受けられる。特に、冬は凍結により、非常に危険度の高い場所と思っております。交通量は少ないと言えども、災害時においては大変、私重要性のある

役割を持っている橋ではないかと、そのように思っております。しかしながら、車を運転するにも歩いても、渡る日には先ほども話しましたが、非常に危険度の高い場所として認識していただきたいと思っております。この橋については、以前にも同僚議員から改修に向けての話が出たことを、私記憶しております。

それで、この橋についてですが、当然橋梁長寿命化計画の中で進められて、橋梁の点検などされていると思いますが、まずその辺について、どのような結果が出ているのか、それと、また、この辺の河川改修、この計画はどのようになっているのか。もし河川計画の中に、この利別川の元町に、この辺の周辺があるならば、また私はそれに併せて橋の保全、これ位置とか方向を下流側に変更して、やはり危険度の少ない橋梁にしていくべきだということで、道路の位置も見直して、新町側からスムーズに入って来られるような、老朽化もしていますので、架替工事に併せて検討してはと思っておりますが、その辺の長寿命化計画における調査の結果と河川改修について、どのような動きあるのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別橋につきましては、これまでに3回の橋梁点検を実施しております。点検の結果では、横板部分の剥離や支承モルタルの欠損などが確認され、判定区分は早期措置段階の3と位置づけられております。また、北海道が実施しております利別川改修計画の中では、現在の陸別橋が支障とならず、架け替えの予定がないことを確認しております。

これらの経過を踏まえまして、陸別橋の長寿命化に向けた取組として、令和2年度に補修設計を行ってございまして、令和5年度の補修工事着工に向けて、現在、国へ要望中でございます。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今、結果などをお聞きしましたので、本町にとってはこの橋についても、バイパスとかいろいろな形で重要性ありますので、その辺の国とか道とか、補助金も使えるような状況になったときは、ぜひ今の架け替えのそういう状況についても、頭の中に入れて考えていっていただきたいと、このように思います。

次に、ユクエピラチャシにおける、道路沿いに生える立木整備について、このことについてお伺いいたします。

場所は、同じく元町と新町を結ぶ陸別橋のところですか、こちら元町側から渡って行くとすぐ右側に、山側に約6.5メートルほどの勾配三分、1対0.3の積みブロック、これ結構きつい立ち方していますが、これが土留削孔として建設されております。

この積みブロックはいいのですけれども、そのすぐ上に、もう本当に1メートルとか2メートル弱に、その積みブロックのすぐ上には、直径図りましたら50センチメートルから60センチメートルのナラの木とか、直径が1メートル10センチメートルくらいのニレの木が法面からすぐそばに立ち並んで大きく立っております。これはもう皆さ

んもあそこを歩いて十分目に入るのではなかろうかと思いますが、いずれも太い木でありながら、見ましたら根本が十分耐えられるような面積の中に立っていないような感じがいたします。多分、根入りも浅くて、強風または台風などが来た場合については、耐えきれず道路側に倒壊し、最悪の場合は道路を塞ぎ通行止めとなるという可能性が見受けられました。そのときは多分、積みブロックも一緒に倒壊するかなど、現場見まして思いました。

ここを渡るたびにこの木が倒れたらと、私いつもあそこを通るたびに感じていたけれども、この辺についてはユクエピラチャシの関係にありまして、いろいろと縛りもあることから、大変面倒な事案かなと思っております。でも、災害が起きる前には、この立木の調査も含め整備も必要かなと思いました。今回、陸別橋を調べていて、この機会にと思ひまして、提出させていただいたところでございます。そういうことで、多分現場については確認されていると思われませんが、この辺についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今回御質問のあった場所につきましては、史跡ユクエピラチャシ跡内となります。史跡ユクエピラチャシ跡は、1975年4月1日に陸別町文化財指定を受け、同年11月22日の北海道文化財指定を経て、1987年9月8日の史跡に指定されました。史跡の東側、利別川に面する崖面で、史跡指定後も崩落の危険性がありましたので、1993年から1998年にかけて保護工事を施工するなど、第一に史跡保存に必要な措置をとってまいりました。その後、平成14年度より国庫補助金の採択を受けて、史跡ユクエピラチャシ跡保存整備事業に着手し、平成20年度に完了したという、そのような経緯があります。

今回指摘されています陸別橋付近の擁壁は、史跡が立地する河岸段丘の急斜面を保護する役割を果たしています。擁壁の前後及び擁壁より上側は雑林となっておりまして、町道側に枝が伸びる傾向にあったことから、これまで教育委員会職員や委託業者が枝払い等を行ってきました。今後も定期的な枝払いが必要になると、そのように考えられますが、立木の成長により、将来的には枝払い等で対応し切れないことが推察されます。

一方、これらの立木は擁壁と共に急斜面を保護する役割も果たしていると考えられることから、安易な伐採は斜面崩落の要因にならないとも限りません。こうしたことから、擁壁の改修という部分的な視点よりも、町道含めた付近の地形管理をどうすべきかという広い視点での議論が、今後必要になってくるのではないのかなど、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） いずれにしても今回、危険な場所についてということでお話ししましたが、全てちょっといい形にはできなかったことに非常に残念に思いますけれども、今後、事故の起きる前にいろいろと検証されて、進んでいただくことを望んでいきます。

それでは次、コロナ感染症について2項目ほど私取り上げておりますので、それで終わりにさせていただきます。

このコロナ感染症が2020年の1月から始まり、今は第6波ですか、そして現在は第7波の山にあり、最近では、先ほどもお話しましたが非常に最多という言葉が聞かれました、今であれば麻痺の状態になってきたような感じがいたします。

ちなみに、最近の状況では第7波のはざまにありまして、1日当たりのコロナ感染症で、これ全国の最多感染者数、8月の19日で、1日で26万1,029人で、一方北海道では8月19日に8,632人、そしてまた十勝管内では8月22日に833人の方が1日で感染されております。コロナ対策が徹底されていても、残念なことにこの数字になっているということで、非常に難しい局面に来ているのかなと感じております。先ほどもお話しましたが、重症化が少ないとはいいますが安心のできない状況にありまして、この先も基本対策の中で、がっちり防止に向けて取り組んでいかなければならないのかなと、このように思っているところでございます。

それで最初に、現在、本町において自宅待機されている方ってどのぐらいいるのかなと。これ、分かる範囲でよろしいです。

それと、今も感染者数が止まる状況にはありません。本町の感染防止対策として、どのような防止に取り組んでいるのか、その辺2点についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 自宅待機者につきましては、これは町に対し十勝総合振興局の防災担当から自宅療養者情報として、氏名、住所の通知があります。これは町内での避難所開設時での感染拡大を防ぐことを目的としており、入院または宿泊療養者となった方の人数、氏名、医療機関などの通知はなく、町内の陽性者のほとんどが自宅療養者と推測はしていますが、正確に把握できてはいないというのが現状であります。

現在、道では陽性者のうち無症状または医学的に症状が軽い方など、一定の条件を満たした方の自宅療養を推奨しており、相談等は保健所が対応しています。

また、陸別町新型コロナウイルス感染症対策本部は令和2年4月7日に設置し、政府による北海道への2度目の緊急事態宣言の発令に合わせて、令和3年度第1回の対策本部会議を開催しております。この対策本部は、新型コロナウイルス対策の総合的な推進に関する事務を行うこととされており、これまで緊急事態宣言における北海道の緊急事態措置の周知や、町民、役場職員などにおける陽性者判明時の対応、北海道からの情報の整理や感染拡大情報の発信、また役場各課等への周知などを行っております。

なお、北海道が公表した令和4年8月27日までの陸別町の感染者累計数は281人となっております。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） このコロナ感染症についてはすぐ終わることになりませんが、大変ですけれども、今後とも住民の生活とそういうものを守るためにも、ひとつよ

ろしくお願いしていきたいと思えます。

それでは次の項目、自宅待機者の支援についてということでお伺いたします。

コロナ感染症が始まって3年目に入りまして、8月27日まで全世界の感染数の累計が約6億人を超えたと言われております。その中でも、日本は世界で10番目ぐらいの位置にありまして、約1,800万人と言われております。また、このコロナ感染によりまして、世界では約650万人の方が亡くなっているという現状でございまして、まだまだこれについては、最近報道などにも見ましたら死亡がかなりまた出てきておりますので、気の許せない状況にあるのかなと思っております。また、このコロナ感染の拡大の中で、全世界では増加のペースは緩やかになってきていると言われていた中에서도、過去28日間の感染者の中では日本の583万人が世界一の数字に残ってしまっているということでございます。また、8月1日から5日までの期間で、日本の感染者が104万5,280人と、これも世界で1位となっております、非常に日常生活の中でも几帳面で、どの国よりも私は徹底されているのになと思いつながら、ちょっとこのような数字見ましたら非常に驚きの数字でございまして。

今、本町においても施設内でのクラスターの発生と、大変厳しい環境にあります。それらによって、住まいなども大変な状況に私置かれているのではなかろうかと、このように思っております。先ほど話の中にありましたように、今も保健所の指示の中で行動されていると思いますが、この感染状況の中で、自宅等の中での待機者等、住宅で困窮されている方は結構いらっしゃると思いますが、町では支援対策として、移住促進住宅とかいろいろな公的な住宅の貸出しをしておりますが、その状況について、どのような状況にあるのか、それとちょっと大事なのですが、この貸出しによる条件というのはどのように決めているのか、その辺についてお伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現在、町では、道が重点化施設としているため、医療機関、介護福祉施設の職員については利用者や患者等への感染拡大を防ぐため、緊急的に町が管理する住宅などの貸付けを行っています。移住産業研修センターや移住体験モデル住宅など5戸を貸付けしました。なお、現在も3戸貸付中でありまして。

さきの質問でも回答しましたが、町内における新型コロナウイルス感染症の陽性者の多くは自宅療養者であります。感染拡大を受けて、道では重症化リスクが高い患者を迅速かつ的確に必要な医療につなげることを念頭に、これまで保健所が行ってきた濃厚接触者の調査の対象を、原則同居家族や医療機関、介護福祉施設等に重点化しております。このため、その他の対象者や職場等に対しては保健所からの連絡はなく、自宅待機、外出自粛と御自身の健康状態の確認をお願いしているというところでありまして。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今、一般質問終わりましたが、今日は町の中における危険箇所

についての改善事項、こういうことも話させてもらいました。そして、今も治ることなく継続中のコロナ感染症、これによって、せんだって商業施設におけるクラスターによって店内の長期休業、これによって買い物難民の声も私の耳に入ってきております。

今回、大きく分けて2項目について一般質問を行いました。最後に、この町並みの危険箇所の整備について、またコロナ感染症について、今後の取組について、町長の考えをお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 道路の安全性、また土地の有効活用と、渡辺議員からは御指摘や御提言をいただいております。大変ありがたく感謝をしているところであります。特に我々が、ときには我々が再認識する部分もありますので、これからもよろしくお願いを申し上げたいと思います。議員おっしゃるように、今後の検討に向けて努力していきたいと、そのように思っています。

また、コロナに関してなのですが、今後も基本的には国、道の指示に従いまして新型コロナウイルス感染症対策を、これは行っていかなければならぬと、そのように考えています。当町の感染状況を見ましても、決して油断できる状況ではないと思っています。コロナについて、しかしながら、いろいろなことが分かってきた部分もありますので、十分注意を払いながら、元気よくイベント等を行って、経済を回していくことに努力していかなければならないと、そのように考えておるところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 2時5分まで休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 9月定例会における一般質問も、私に与えられた議員としての特権で、大した案件ではございませんけれども、今後町長の考え方と、あるいは先人の人達が陸別で苦勞して生きてきた、そういう中での弔いということを含めた中で、こういうものは必要でないかということで取り上げていただいたということに対して、いろいろ質問している中で、少しでも参考になればという質問でございますので、その辺を御理解の上に御答弁願いたいと思います。

5月9日の協議会、あるいは6月の定例会において、町ではいわゆる合同納骨塚を建設するという、6月のときには補正予算で420万円の設計、調査をする設計費等について計上されたわけなのですが、事実的にこれを今後進めていく上でのスケジュールも示されております。私はこの件に関して、前段に申し上げましたように、何回か議会の中で提案をしてきたわけなのですが、今の御時世の中で、この合同墓

というのは、お墓というのは、簡単に言えば個人に関する問題で、行政的なそういう問題ではないのかなと思いましたがけれども、この開町120年か30年になるのかな、そういう中での先人の苦労というそういう中で、ここで心半ばにて没した人もいますし、末裔を残しながらされた、そういう方の中の、弔うという意味ではお墓というのは重要だと思います。

お墓そのもの自身は、個人だけではなくて歴史的な問題もあるということで、きちんと作っておくことが人間としてのひとつの役目でないかと。私は決して神、仏を信じないわけでもないし、信じてもいます。というのは、やはり人間として、きちんと弔うという中でのやはり、手を合わすというのですか、そういうものが形として必要だと思いますので、前にも提案したような形で、そして陸別の人達がここで安心して、今安穩の里とかという合同墓もありますけれども、穏やかに死んだ中で休むというのですか、そういう形だということで必要な施設だと私は思います。

この件に関して、先ほど言ったように町から提案され、6月の議会で予算化もされたこと、そういった中での提案の中で、十勝管内あるいは隣町のところと3か所、實際上こういう施設があるということで見させていただきました。そういった中で、それなりの形で先人の人達を敬う、あるいは形として町民の方がそこに、聞くところによるとほかの町村も含めて、お参りに来た人はどういう人達かとか何人かというのは、そういうカウントはしていないと。けれども、例えば帯広の合同墓であれば、もう1万何ぼだかも予定したけど、今もう満杯になって、また新しいものを作るとかという、そういう社会的というか時勢の中でこういう形がされているのでないかなと私は思っています。そういった中で、陸別も取り上げてくれたことに対して、私としてはやはり先人を敬う、そういう町長の姿勢というか、あるいはそれを取り組む行政の人達が、私としては敬意を表したいと思います。そういった意味で、幾つかの点について提言等を通告しておりますので、お答え願いたいと思います。

一番先に、墓石墓碑銘についてということなのですが、3か所見て同じところもあるし違う形、それから去年の陸別の福祉法人で築かれた墓碑というのですか、そういう新しい、簡単に言えば入所者が利用できる人達が、ここで陸別で敬ってというか、お墓を作ってほしいというニーズの下で造ったという、そういう形もございます。そういった意味で、一番先にある墓石の墓碑銘というのか、いろいろあるのですが、どういうものを考えているのかちょっと伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 墓石碑銘でございますが、近隣では帯広市と池田町は納骨塚、訓子府町は合同墓としているようであります。また、道内の多くの施設は納骨塚、合同墓、共同墓、そのようになっておりまして、これらを参考にして、陸別にふさわしい名前を検討したいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 屁理屈言うわけではないのですけれども、一応塚というのはどういう意味なのかなど。お墓はお墓で普通的に、骨を埋めてお参りするということなのですけれども、塚というのは専門用語で言ったら盛土を築いたお墓と理解するらしいのです。ですから私的には、ほかの町村見ました、塚ってついているところは平らなところなんです。だから、僕はお墓だと思うのですけれども、屁理屈的な理解ではやはり、隣町にあるような合葬墓が一番いいのではないかと、これは私の理解の中ですので、今後、町長が今検討しながら、陸別にふさわしいものを造ってくということなので、それを期待して、参考までにということでございますので、よろしく御承知のほどお願いいたします。

それから、2番目の今後のスケジュールによる、先ほども言った協議会と、あるいは6月の定例会において予算化しているわけなのですけれども、今現在の進め方としての形では、協議会の中では実施は令和5年3月の定例会で予算計上して、共用開始は令和6年4月の予定だと私どもに提示されているわけなのですけれども、今現在の中で進捗としてはどのようなスケジュールでというか、実際決まっているものがあるのであればまた御答弁願いたいと思うのですけれども。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 本年の議会の6月の定例会におきまして、陸別町合葬施設整備調査設計の委託料について予算化、これは424万6,000円としまして、工期を11月30日までとして、7月6日に入札を執行したところであります。

あとは、議員おっしゃるように令和5年度中に建設、そして令和6年度の当初から運用していきたいと、そのように考えているのは変わらないところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今後の建設費とか、あるいは利用料とか、そういうのもいろいろ考えなければならぬと思うのですが、私はあえて今回の質問の中で、幾らになるとかどういふものを建てるというには、あえて聞きません。というのは、やはり設計の中で建たさるところの土地条件もいろいろ、担当者に聞いたら難儀な面があるという面もあるし、いろいろな町民のニーズの中での予算配分の中で、どういふものを作ったらいのかということを検討されていると思いますので、私があえてこれぐらいのものを造れということは言いませんけれども、前段に言ったように、陸別に入所した人達の霊を、というか仏さんを、弔慰を示すという点で、それなりにふさわしい、他の法人が建てたものについてどうのという何ものもないのですけれども、私の知るところでは去年造られたものは600万だと聞いております。そういった中でございますけれども、それは町独自の考え、それで、ほかの町村も見て回ったら、それほどでもないのかなというものもあるし、きちんと造っているところがあるということで、それは町長と、あるいは担当者と、これから町民の意見も聞きながらと思いますけれども、入札して設計していると思いますので、その辺について私がどうのということはないで、今回の質問

はそのことについて触れないようにしたいと思います。

それでは、3番目のお参りの祭壇の設置はということなのですが、僕が見た限りにおいては、実際現地でできているところを見たら、あまりにもシンプルなところもあるし、きちんと祭壇も設けているところもあります。この祭壇というのは、やはり墓石に対する敬意とお参りをするといった意味で、あるいは儀式もあります。そういった中では、やはり祭壇は必要でないかなと、私は思っています。そういった意味で、お参りに来た人達がそれなりの、ほかの町村でも最終的にはそこですぐ片付けなさいよという条例でもつくられていますけれども、やはり祭壇は必要だと思いますので、その辺についての検討はされているのかどうか伺いたと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お花また供物などをお供えできる程度のスペースは設ける考えではありますが、基本的に議員おっしゃったように、お供えしたものはすぐお持ち帰りいただくということになっていますので、そんな派手な祭壇というふうには考えているわけではございません。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） こういうものというのは、帯広のお墓も全部見せてもらって、中島公園行ったら壮大な家1軒建つぐらいな、そういうお墓もありますけれども、今言ったような、やはり陸別町の財政に見合ったふさわしい形で僕はいいと思いますので、今町長言ったように、またお参りする方もずっと置いておくということではないと思いますけれども、何人かが今後利用された人達がお参りするときの、簡単に言えば二、三人ぐらいい固まってもいいのかなという、やはりそれぐらいのスペースのものがいいのではないかと思います、その辺については今後の設計等についての打合せで実施して行ってほしいと思います。今、町長が言った話については、あくまでも前段で申し上げましたように、これぐらいのものを作れとか予算をどうだとかということについては私はいませんので、その辺、十分熟慮しながらやって行ってほしいと思います。

それでは、墓誌板の設置はということなのですが、この墓誌板というのは、お墓に焼骨等などについて埋設した人達についての証というのですか、そういう名前、それから今後質問していきますけれども、墓じまいした人達が何々家という、そういう言葉何かも入る、これは隣町でもそういうことしてはいますけれども、先ほどの話の中で、ほかのところはシンプルすぎるというのですか、あくまでも墓石だけしかない、そういうところもありますけれども、私は少なくとも墓誌板は設置したほうがいいのではないかなと思いますけれども、その辺についてどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 故人の名前を刻みたい遺族もいれば、また墓じまいのため必要ないという遺族もいらっしゃると思います。また、行旅死亡人など、旅行途中亡くなったとかというようなことも考えられます。公平性や以後の管理なども考慮して、故人の

お名前を刻む墓誌板の設置は、プライベートなことも最近はありますし、今のところ考えてはおりません。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういうことで、町長が今、執行者として考えているのであれば、それはそれでいいと思うのですけれども、いずれにしましても前段で申し上げました、陸別で苦勞されて、ここで亡くなられたというか仏さんになった人達を、やはり印として僕は必要でないかなと思うのですけれども、その辺については町長言ったような、いろいろなものがあるかと思えますけれども、ぜひ今後検討して、墓誌板についてはやってほしいと思います。もちろん、墓誌板に入れる場合においては設置場所はあるけれども、あくまでも個人のことですから、個人がそれなりの費用を出してやっていくということで、町としては何も負担にはならないような方法を考えていってほしいと思います。

それでは5番目に入るわけなのですけれども、無縁仏の焼骨埋蔵または家族のいない方で判断能力、今どき判断力ないというのは認知症と判定されたことを言うのですけれども、判断能力のある方で自分は陸別の合同墓に入りたいよという、もし人がいれば、事前に予約でもいいのではないかなと思っております。というのは、この施設そのものについては陸別があって、私は生きていたという証をしたいという人がもし出てきたときに、自分の判断で入れるような、そういうものを受付していったらいいと思います。

先ほど町長が言ったように墓誌板に書かなくても、お墓の管理台帳というのがあると思うのです。その中で明記されているということで、あればあったでいいと思うのですけれども、そういう意味も含めて、事前に予約は受け取って、そして管理簿に入れて、あくまでもこれは亡くなった時の話ですけれども、いろいろな紛争もあると思うのですけれども、あらかじめ本人の意思という確認で、ここに入りたいという人がいれば僕は事前に受付したり、あるいは無縁仏の方の、これは誰も親族も身内もないというのが、町長が責任になって焼骨すると。あるいは焼骨したものをどこのお寺に入れるとか、やはり今の社会も含めて、きちんと専門的な人達に吊ってもらい、お坊さんなりにしなければならないと思うのですけれども、そういった人達についてもここで、合同墓で受け入れると、そういったことが必要ではないかと思うのですけれども、その辺についての考えはどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 無縁仏の埋葬につきましては、後々その関係者が判明することがありますので、慎重に対応しなければならないと、そのように考えております。

また、生前の埋葬予約は受付しないと、そういう予定であります。生前予約を行ったその個人と、その後、焼骨を所持した方の考えにやはり違いが生じるという場合も、そういう可能性もあると思いますので、亡くなるまで長期間にわたる管理事務が必要となることも考えられるので、そのようにしたいなと思っております。受付を

しないということで、予定しているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） ほかの町村等についての、自分の家のお墓があるけれども合同墓に入りたいとか、あるいは家族の中で残された遺族の人達が、1人が決めたとかという紛争等についての形というのはあり得る、しかしそういうものについては一切関わらないとか、誓約書とかそういうものを取り交わす必要があるかと思うのです。そういったものの準備もしなければならぬと思うのですけれども、今言ったような、誰も身内の人がいなくて後から出てくる場合もあると、そういった場合においては本当に住民登録とか、あるいは戸籍とかそういうものの中で慎重に判断しなければならないと思いますけれども、できれば個人の遺言という意味も含めて、僕は取り上げていったほうがいいのではないかと、それは今回作るものについて即対応するのでなくて、何年か後に改善も含めた形をとることが僕としては必要でないかと。基本的には、先ほども言ったように陸別で努力して、陸別を盛り上げた人に対する弔いということですのでよとして、今回これを作るに当たって、子供さん達が陸別にお参りに来られないから合同に入れたいという、最初の建設の目的、書かれていますので、少子高齢化の核家族に進展している中、やむを得ない事情により墓の継承や維持管理が困難な人に、こういうお墓を作ることができないというために合同を作るという、こういう目的を考えたときに僕は必要でないかなと思いますので、その辺も熟慮しながらやってほしいと思います。

それから5番目に入りますけれども、これも前段のものにつながるわけなのですけれども、墓じまいした方の受入れはということなのですけれども、ほかの町村でもそういうことで受け入れるよというけれども、当町としてはどういう考えですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この施設に受け入れるお骨は、陸別町民のほかに陸別町民であった方、また親族が陸別町に在住されている方など、一定の条件をつけることにはなりますが、陸別墓地やほかの町内の墓地に埋葬されていて、墓じまいによるお骨については受け入れることにしたいと考えているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） このことについて今、町長が御答弁願いましたので安心したのですけれども、というのは後の10番目のことも話が出ると思うのですけれども、それはそのときに話します。

今後こういう合葬墓が出来上がったとき、私的には合葬墓と言いたいのですけれども、合葬墓の管理運営について、私はもちろんこういう施設でありますので、管理というのは供養祭とかそういうものをどうするのか、今回作ってすぐということではないと思うのですけれども、陸別町の社会福祉協議会が主体として、ほかの町村でも無縁仏の慰霊祭は社会福祉協議会が主催となってやっているという話もありますので、その辺に

ついて今後、施設を作ったからそのままというわけにいかないと思うので、そういう面について、周辺の整備もあろうかと思うのですけれども、出来上がって。そういう意味も込めて社会福祉協議会にお願いしたいということを私達は思うのですけれども、町長としての考えは。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この施設設置後の、草刈りとか施設及び施設周辺の管理につきましては、今後関係機関と協議してまいりたいと思っています。

それと、議員の質問の中に供養祭等という言葉がございましたが、この施設はあくまでも公営、町営で設置する施設でありますので、この場所での宗教的な儀式また供養等は行いません。これにつきましては仏教会との協議の中で、施設の前での宗教的な行為は行わないでもらいたいと、そういう要望も出されているということもお伝えしておきたいと思います。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） あくまでも、言い方あれですけど、統一教会みたいのも宗教法人という言い方されて、今、社会問題になっていますけれども、昔からある宗教と、そして亡くなった人の家の宗派というの、あると思うのですけれども、納骨のときもそういう儀式を行わないという形なのですかね。僕は入れるときぐらい、そこの宗派の人達の宗教、供養的にすることがいいのではないかなと思う面もあるのですけれども、中にはそこに入れたからって後は町で管理お任せ、宗教的に言う法事とかそういうもの、僕はもし遺族の方がするとあれば、そこで儀式やってもいいと思うのですけれども、そういうことも一切させないというか、しないというか、そういう感じなのですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほど言いましたように、あくまでも公営または町営で設置する施設であります。しかしながら、納骨時のときぐらいは、それは可能でないのかなと思っていますが、例えば法事等々である程度の人が集まってそこで行うというのは、仏教会のこと等もありますし、そこら辺を考えるとやはり行うべきではないと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今言った、それなりの生業をとった失礼ですけども、宗教法人に基づいて開設しているところで、ここでしなくてもそこらでしてくださいという助言的に、宗派はどこですかみたいの聞いて、そういうのは積極的に、ここで利用しないでお寺でやってくださいみたいな話は僕はしていいと思いますので、その辺、先ほど町長が言ったように、納骨のときだけでもするというのであれば、私はそれで大変結構なことだと思っていますので、そのように進めていったほうが私はいいと思います。

それから、設置する際の理解と利用を促すために広く町民に説明、あるいは周知の案内資料の作成はということで、ほかの町村何かではそれなりに二つ折りの資料何か使っ

て、埋設したらほかのお骨と交わるので一切取り出せませんよという、そういう利用の方法等については書かれておりますので、最初からそういう周知をすることによって、それから、こういう合同墓できた趣旨についてはこうだよということを十分理解した上で利用してもらったり、そして私はさきの協議会のときに、陸別の自治会からこういうものを作ってほしいという要望もあったという、この議会の中でも一般質問でも取り上げておりますので、少なくともこういうことを実施する上で、やはり利用を知らせないと利用効果も出てこないと思うので、自治会連合会などについてこういうふうにしますと、今後利用するしないは個人のあれですけれども、よろしく理解してほしいということを十分周知してほしいと。

まちづくり協議会等もありますけれども、こういうものになるか、あるいは墓じまいをする人達、陸別から持って行きそうな人についてはこういうものもあるのですけれども、陸別に今までの焼骨を入れてもいいのですよという、やはりそういうPRが当然必要だと思うのです。作ったらそれで、後は町民の意思の任せというのではなくて積極的に、どのぐらいの規模の予算になろうか知らないけれども、例え1円で作るお墓はないのですけれどもそういうものも、やはり公共性があるのですよということで十分、利用を話して行ってほしいと思います。

特にお墓じまいは、お参りに来られないからお墓をたたむのですという人が主たる目的だったと思いますけれども、私が聞いたところによると、持って行ったはいいけどお寺も決めない、骨も自分の床の間に置いてありますという人もいますので、それであれば陸別のこの合同葬に入れて置いておいてくださいみたいな、強要ではなくて、案内ぐらいはきちんとしたほうがいいのではないかと思います。

そしていろいろ取り決め、簡単に言えば、先ほども言ったように、いろいろ後から、兄貴さんが入れたけど、妹や弟達が何で入れたという紛争等についても、きちんとその辺には確約的なものを取らなければならないと思うのですけれども、そういったものも含めて十分、僕もある町に行って聞いたら、僕は利用しないのですけれども、と後から言ったのです。それまで利用してくれるということで、ちゃんと説明してくれました、利用金額も。だから、そういったことが事前にやはり説明するのと、今後こういうものを作ったということについて、陸別の弔いをする、先人の苦勞ですということを十分理解してもらうように、そういうこと取組をしてほしいと思うのですけれども、その辺についてどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この合同墓の設置に当たりましては、先ほども申し述べましたが、仏教会との協議は終わっておりまして、理解を得ております。

また、この施設は令和5年度中に建設して令和6年度当初からの運用を考えておりますので、しかるべき時期に町内回覧、あと広報等により周知するとともに、自治会長会議などあれば、その場でしっかり説明していきたいと、そのように思っています。

また、案内資料につきましても、作成しまして窓口に配置、そして説明できるようにしていきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） よろしくお願ひします。施設作ったけど利用については利用する人任せではなくて、積極的にそういうものを喚起していくと。もちろん、作ったときの目的等を理解してもらった上でのことですが、十分PR等、宣伝というかそういうものを利用するように、ひとつよろしくお願ひします。

最後の10番目なのですけれども、現在の条例、これは陸別町墓地火葬場管理条例という中で、12条の3号ということですのですけれども、この12条については、町長は墓地使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは墓地の使用許可を取り消し、墓地の変換を命じることができるという条例なのですけれども、この中の3項は、あくまでも墓地使用者はその相続人などの所在が不明となり10年以上放置されているときという、簡単に言えば10年間管理も何もされていないものについては、でも実際不明だからどういふふうに通告するのか分かりませんが、墓地の使用許可を取り消し、墓地の返還を命ずることができるという、その条項についての遵守というのか、履行というのはどう捉えますか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別墓地をはじめ小利別墓地、あとトマム墓地、共に職員が巡回してその状況を確認しているところでありますが、条例第12条第3項に規定するような、10年以上放置されている区画も散見されます。しかしながら、この条項を適用した事例は今のところありません。

また、陸別墓地の昭和46年に造成した区画以降の墓地所有者の台帳はありますが、それ以前の分は使用者も判然としていないため、この条項の適用は正直困難な状況にあると言ってもいいのではないのかなと思っています。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今の町長の答弁で分かったのですが、私質問している中で抜けたのかなと思うのですが、ひとつ抜けているのは、今ある条例に加筆するのか、改善するのか、それともこういう合葬墓の新たな形をつくるのかというのが、その辺について改めて今言ったようなことに関連して、町長が今言ったように実際履行していないというのか、そういうものだろうが、僕自身も先ほど言ったように、所在が不明となった人に管理していないからって、どう通告するのかと思ったのですが、私はこういうものは、もし条例として、僕は必要ないと思うのですが、こういうものはどこでこうなったのか、時代とともに改正するところはしたほうがいいのではないかなと思うのですが、その辺についてちょっと、どういう条例でいくのか、その形態だと、今言ったもう1点と。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ただいまの質問でございますが、現行の陸別町墓地火葬場管理条例及び同条例施行規則につきましては、一部改正もしくは全部改正により対応するべきなのかなと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういうふうにして、陸別町の今現在にあった条例でないと矛盾を感じて、それから担当者そのもの自身が、もしこれを遵守するとしたら大変なことだと思うのです。だから、こういうことで、あるものはあるで、それから先ほど町長が言ったように、実際に今使われている墓地は小利別、陸別、トマム、あと川上墓地あるいはクンネベツ、それから薫別墓地、そうになっているけれども、実際前に僕も質問したけれども、ほとんどもう墓地というか山になって、どこにお墓があるのか分からないみたいな、そういうものについても、きちんとやはり整理していかないと、實際上、担当者に当たった人が、これどこにあるのだろうと探さなければならぬと思うので、条例をきちんと改善していく、改良していくという、そういうことが必要だと思うので、その辺についても一緒に取り組んでいってほしいと思っています。

それでは、通告にあるように陸別の管理規則というのですか、それらについても僕見たのですけれども、ここにも通告にありますように、7条、8条、9条についても今と同じような考え方で、これをどう捉えていくのかなと思っています。7条は墓地の返還、これは、墓地を使用許可を受けていながら使用していないものについては返還届をして抹消するという意味だと思うのですけれども、墓地使用者表示変更、これは相続の関係だと思うのですけれども、墓地を使用者が、あるいは本籍住所または氏名を変更したときに墓地使用者表示変更届を町長に提出しなければならないと、この辺については履行しなければならないのかと思うのですけれども、それから先ほど言ったような形で、亡くなった人、自分の親族なのですから、墓地使用权相続届というものもきちんとしていくと、そういうことを、この程度であれば担当の職員の負担にはならないかと思うのですけれども、実態的にはどうですか、これは。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 規則第7条の墓地の返還届につきましては、これは墓じまいしたときに提出していただくもので、令和3年度は6件、今年度はこれまでに3件提出されております。

また、規則第8条の使用者の変更届と第9条の使用权相続届は、そう多くはありませんが、適宜提出していただいているといった状態です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） これは条例に基づいて規則が設定されているわけなのですけれども、やはりこういう管理台帳をきちんと、後々、もちろん親族の方もこういうことをすることによって、自分のお墓がどこにあるのかなということをきちんと分かる上でも

必要なことなので、随時担当職員の負担になると思いますけれども、やはり的確に、そういう処理をしてほしいと思う意味で、私、今回質問したわけなので、最終的には、自分達はもう遠くにいるから管理できないから、先ほど言ったように合葬墓に入れてほしいという一つの促しにもなろうかと思っておりますので、その辺を今後、せつかく公費を投じて、さっき言った目的というものについて理解してもらって、利用することが費用対効果に私はなろうかと思っておりますので、その辺を考えて、ひとつ実施してほしいと思うのですけれども。最終的に町長の考え等について伺って、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、陸別町に縁あって陸別町のために過ごしてきた方々の合同墓でありますので、管理のほうもしっかりと行っていきたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） これで一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（本田 学君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時44分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員